

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の9第2項
処 分 の 概 要：年少射撃資格者に対する指示
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第4号の8（所持の禁止）</li> <li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2（所持許可）</li> <li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第2項</li> </ul>
<p>処 分 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その違反行為が比較的軽微である。</li> <li>・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない。</li> <li>・ 違反行為の再発防止が期待できる。</li> </ul> <p>等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。</p>
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：